

## 病児保育事業についての基本的な考え方

### 1 閉園の考え方について

2月27日付事務連絡により保育所等に示したものと同一。

(1) 原則として、引き続き開所

(2) 施設利用者及び職員が罹患した場合や地域において感染が蔓延している状況においては、市区町村が臨時休園を検討する。

ただし、支援が必要な者が病児保育を受けられないことがないよう代替措置についての検討が必要。

### 2 コロナウイルスに感染している疑いのある子どもへの対応

(1) 医師による診断で「感染していない」となった場合は、通常通りの対応。

(2) 感染の疑い（発熱等）を否定できない場合

① 原則として、自宅で療養するよう保護者に説明。

② 構造上等、感染に留意し受け入れ可能な体制が整えられる場合は受入れ。

③ 施設の構造上、感染防止ができない場合には、理由を説明のうえお断り（代替措置が実施できる場合は、代替措置を実施）。